

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和7年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2025年 3/31 4/1	2026年 3/31 4/1	2027年 3/31 4/1	2028年 3/31 4/1	2029年 3/31 4/1	2030年 3/31 4/1
	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
現在の有効期限						
① 2025年3月31日以前の者 (未更新者降格)						
	(都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)					
① 2025年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合	1年	2年	3年	新有効期限 (2028. 3. 31)		
② 2026年3月31日の者 (期限内に更新)	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2029. 3. 31)	
③ 2027年3月31日以降の者 (期限内に更新)	0年	0年	1年	2年	3年	新有効期限 (2030. 3. 31)

(注) 1. ②の者は2025年度内に更新をしなければ、2026年4月1日以降は降格の対象となる。

2. 2025年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)

3. 2028年3月31日が有効期限の者が2025年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2030年3月31日となる。

4. ①'有効期限が2025年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2028年3月31日となる。